

川崎市立東柿生小学校いじめ防止基本方針

1 令和7年度 学校経営方針

教育基本法 学校教育法 学習指導要領	一人ひとりの子どもの 笑顔がかがやく学校の創造	かわさき教育プラン 自主・自立共生・協働
生きて働く知識・技能の習得 学びに向かう力 人間性の滋養 思考力・判断力・表現力の育成	～児童・保護者・地域住民・教職員 により共育する学校～	各種全体計画 人権尊重教育 道徳全体計画 いじめ防止基本方針 学校保健計画 食育年間計画 各教科等年間計画

① 確かな学力を育む 粘り強く、 自ら学びに向かう子	② 豊かな心を育む 自分と友だちを 大切にする子	③ 健康な体を作る 力を合わせ、たくましく挑 戦し、健康な心身を作る子	④ 地域とともに生きる ふるさと東柿生を 大切に思う子
----------------------------------	--------------------------------	---	-----------------------------------

中期学校経営目標（5年目標）

知識・技能を活用した学び の質の向上を図る	自主的活動を生む意欲の 向上・態度を育む	個性の尊重と共生・協働 する心身を育む	地域の人々とともに生き る態度を育む
--------------------------	-------------------------	------------------------	-----------------------

短期学校経営目標（今年度の重点目標）【キャリア在り方・生き方教育】 「繋がる」学び～個別最適な学びと協働的な学びの実現～

○個別最適な学びと協働的な 学びを通じた思考力・判断 力・表現力の育成 ○基礎的知識・技能の確実な 習得と活用、応用 ○地域教材等価値ある学習材 の吟味・活用	○児童による自主的活動 の推進 ○認め合い、協力し合う 学級づくり ○異学年交流を通じた社 会性の伸長	○道徳教育、人権尊重教 育等を基盤とした心の 育成 ○安全・健康教育の充実 ○子どもが安心して過ご せる学校の創造	○地域社会と連携した活 動の充実 ○学校と保護者・地域と の連携
---	--	--	---

具体的な取り組み

○学習規律の確立・定着 ○個に応じた学習支援の充 実 ○学習形態の工夫・授業改 善 ○個別最適な学び、協働的 な学びの一体的な充実 ○豊かな学びの充実を目指 した魅力ある単元作り (カリキュラムマネジメン ト) ○かわさき GIGA スクール 構想に基づいた情報活用 能力の育成 ○学習の定着を図ることを 考えた朝の短時間学習の 充実	○学校行事等へ主体的に取り 組む態度の育成 ○児童会活動、スマイル班 活動等の充実 ○児童のよりよい人間関係 を構築する特別活動の実 践 ○委員会やクラブ活動など 異学年交流・自主的活動 の充実 ○スマイル班活動や行事へ の取り組みを通じた、リ ーダーシップとフォロー ーシップの育成	○支援教育コーディネータ ーを中心とした安心安全 な学校づくり ○かわさき共生*共育プロ グラムの実践 ○豊かな感性を育む人権尊 重教育の推進 ○児童の健康・安全に対す る意識の向上 ○防災・防犯教育の推進と 自らの安全を確保するた めの能力の育成 ○学校生活アンケートの実 施による安心にすごせる 学校づくりの推進 ○学校の相談体制の充実 と巡回カウンセラーと の連携	○学校運営協議会を中心 とした、地域に開かれ た学校づくりの推進 ○地域の教育力と学校の 連携・協働による教育 活動の充実 ○学校からの情報発信を する機会の充実 ○保護者・地域の声を学 校経営に生かす学校 ○地域の教育力を生かし た寺子屋の開設 ○地域素材を生かした特 色ある学習活動の充実
---	---	--	---

2 「学校いじめ防止基本方針」策定の目的

いじめはどこの学校や集団にも、どの児童にも起こりうる問題であり、いじめを次に示す定義のように捉えることは、いじめの行為があったかどうかを学校が判断し、法的な責任を負うことをねらいとするものでなく、いじめられている児童の救済を第一にして対応するものです。そのために、学校は一人ひとりの児童との信頼関係を築きながら、いじめの未然防止、早期発見・早期対応に取り組むために「学校いじめ防止基本方針」を改訂します。

3 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいいます。

4 学校が実施する取組

(1) いじめの未然防止の取組

いじめを未然防止するには、いじめが発生しにくい学校の風土づくりが基本となります。教職員は児童の理解を深め、信頼関係を築くとともに、一人ひとりを大切にしたい授業を実践するように努めます。また、あらゆる教育活動を通じて、他人を思いやる心や正義を重んじる心などの豊かな人間性をはぐくみます。

① 学校体制を確立し、環境を整備します

いじめは絶対に許されないという共通認識に立ち、全教職員で児童を見守っていくためには、いじめの予兆や悩みがある児童を見逃さないしくみづくりや、インターネット上のいじめの防止、問題解決のための組織づくりをするとともに、相談しやすい環境づくりや教職員の計画的な研修の実施など、学校体制を確立します。

② 児童の心を受け止められる感性を磨き、教職員としての人間性を高めます

教職員自身が児童から信頼されるよう自己研鑽し、人間性を高めるよう努力することは教職員としての基本です。児童を一人の人間として尊重し、児童の気持ちを理解し、児童と感動を共有することができるか、自分の心が一人ひとりの児童に向かって開いているか、絶えず自問します。

③ 児童一人ひとりが生きる教育活動と効果的な学習活動を実践します

学校生活の大半を占める授業を「学ぶ楽しさ」が味わえる充実した時間にすることで、児童は前向きに学校生活を送ることができるようになります。また、学校行事や体験活動などを工夫し、充実を図ることで他者と深く関わる経験を重ね、他者への思いやりや対人スキルを身につけさせます。

④ 児童の自浄力を育てます

児童自身に「自浄力」を身につけさせることは、未然防止のなかでもっとも重要です。児童の自主的、主体的な活動が、「いじめをやめさせたいと思う児童」を育て、いじめを抑制します。自校に誇りをもたせ「自分たちの学校ではいじめは許されない」という気運を高めていきます。

(2) いじめの早期発見

いじめの発見が遅れると、いじめの内容がエスカレートするばかりでなく、関わっている児童が増加して関係が複雑になり、解決が困難になります。「いじめは見ようとしなければ見えない」と言われます。深刻な事態を招かないためにも児童のわずかな変化を手がかりに、早期発見に全力を尽くします。

① 日常のきめ細やかな観察をします

普段の授業における児童の顔色や姿勢、学習態度などは、児童の理解を深める大切な情報です。また、授業以外のさまざまな場面での言葉づかいや行動、表情、視線、声をかけたときの反応を観察します。

② 相談体制を整備します

学校における教育相談体制を確立し、児童や保護者に啓発することによって、いじめられている児童や周りの児童が相談しやすい環境をつくります。

③ 定期的なアンケート・チェックシートを実施します

定期的な学校生活アンケートや教職員用のチェックシート等を活用し、児童の状態や指導法を客観的に把握し、いじめの早期発見につなげていきます。

(3) 校内いじめ防止対策会議の設置

校内いじめ対策会議(以下、「対策会議」という)は、いじめ防止等の中核となる組織として、校務分掌に位置付け、「学校基本方針」に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正等を定期的に

(いじめを認知した場合には状況に応じて) 行い、校内いじめ対策ケース会議の情報の集約と共有をします。

(4) いじめへの対処

いじめの対応を担任一人だけで行うと、解決を遅らせ事態を悪化させる恐れがあります。いじめを認知した、またはその疑いがあった時点で全教職員に周知し、多方面からの的確・迅速に対応する必要があります。さらに保護者への対応についても誠意を尽くし、問題解決に向けて信頼関係と協力体制を確立します。

① 校内いじめ対策ケース会議の立ち上げ

いじめの疑いがある情報があったときには、管理職、及び児童指導担当者・支援教育コーディネーター等と当該事案に関わりのある教職員で構成された校内いじめ対策ケース会議（以下「ケース会議」という）を迅速に立ち上げ、個人情報に配慮しながら、いじめに関する情報の収集と情報共有、事実確認の方法や役割分担の確認、対応方針及び支援・指導体制の決定をし、解決に向けた支援・指導を行い、保護者との連携を管理職のリーダーシップのもと組織的に実施します。また、状況に応じて当該事案の対応方針及び支援・指導体制の等の見直しを行います。

② いじめられた児童への支援

- もともと信頼関係ができていた教職員が対応し、「最後まで絶対に守る」という意思を伝えます。
- 児童の意向を汲みながら、学校生活の具体的なプラン(登下校の方法など)を立てます。
- 心のケアや登下校・休み時間の見守りなど、安全で安心できる環境づくりに努めます。

③ いじめた児童への指導

- よく事情を聞き、いかなる事情があっても、いじめることはいけないことだと教え、同じことを繰り返さないようにします。
- いじめた行為そのものは、よくないことと理解させつつ、相手に対して心身の苦痛を与えるような結果になってしまった理由を考えさせ、どこがいけなかったのか、どうしたらよかったのかを考えさせます。
- いじめに至った要因や背景を踏まえ、立ち直りに向けた相談活動や指導を継続的に行います。

④ 周囲の児童への指導

- はやしたてたり、見て見ぬふりをしたりするのは、いじているのと同じだということを理解させます。
- いじめを防ぐことができなかったことを見つめなおさせ、再発を防ぐための具体的な手立てを指導します。
- 必要に応じて学級、学年さらに学校全体に広げて再発防止へ向けた指導を行います。

⑤ 保護者への対応

- いじめに関係した児童の保護者には迅速に事実を伝え、ケース会議で決定した指導方針と対応策を示すとともに、いじめ解消に向けて協力を要請します。
- 解消するまで学校が主体性を発揮し、解消後も定期的に児童の学校や家庭での様子を保護者と情報交換し、経過観察を行います。

5 重大事態への対処

(1) 重大事態の意味

次に該当する場合を重大事態といたします。

- ① いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ② いじめにより児童が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

「いじめにより」とは、①②に規定する児童の状況に至る要因が当該児童に対して行われるいじめにあることを意味します。

①の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童の状況に着目して判断します。例えば、

- 児童生徒が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合

などのケースが想定されます。

②の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とします。

ただし、児童が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、教育委員会又は学校の判断により、迅速に調査に着手します。

また、児童や保護者からいじめにより重大な被害が生じたという申し立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものと報告・調査等に当たります。

(2) 事実関係を明確にするための調査の実施

学校は、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にします。

なお、この調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものでないことは言うまでもなく、学校が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものです。

6 令和7年度 いじめ防止対策組織・役割分担

【校内いじめ防止対策会議の構成】（校務分掌に位置付ける）

校長、教頭、教務主任、支援教育コーディネーター、養護教諭、総括教諭、学年主任、学級担任
学校巡回カウンセラー
スクールカウンセラー（要請）
スクールソーシャルワーカー（要請）

【いじめ防止対策の企画・運営】

- ・学校運営（学校評価）におけるいじめ防止に関する目標の設定・検証・・・（教頭）
- ・いじめ防止対策年間指導計画の作成・・・・・・・・・・・・・・・・（支援教育 CO）
- ・いじめ防止指導研修会の企画、運営・・・・・・・・・・・・・・・・（支援教育 CO、研修担当）
- ・いじめ問題に関する資料の管理・・・・・・・・・・・・・・・・（人権担当、教務主任）
- ・道徳教育との連携・・・・・・・・・・・・・・・・（道徳主任）
- ・学校いじめ防止基本方針の見直し・・・・・・・・・・・・・・・・（教務主任 支援教育 CO）

【教育相談】

- ・教育相談のねらい・年間計画の作成・・・・・・・・・・・・・・・・（教務主任 支援教育 CO）
- ・相談室窓口、相談室の管理、運営・・・・・・・・・・・・・・・・（各担任、支援教育 CO、養護教諭）
- ・スクールカウンセラーとの連携・・・・・・・・・・・・・・・・（管理職、支援教育 CO）

【児童・保護者・地域との連携】

- ・代表委員会・児童運営委員会との連携・・・・・・・・・・・・・・・・（児童会担当教諭）
- ・PTAとの連携・・・・・・・・・・・・・・・・（教務主任）
- ・地域教育会議との連携・・・・・・・・・・・・・・・・（地域教育会議担当教諭）

【関係機関との連携】

- ・警察との連携・・・・・・・・・・・・・・・・（学警連担当教諭、管理職）
- ・児童相談所との連携・・・・・・・・・・・・・・・・（支援教育 CO、管理職）

7 令和7年度 いじめ防止等対策年間計画

月	活 動 内 容 (校内いじめ防止対策会議・児童指導部会・職員会議等)
4	<ul style="list-style-type: none"> ・基本方針・重点目標の確認 ・構成員の確認・役割分担 ・年間指導計画確認 ・いじめ未然防止に向けて、学級開き・学級経営研修 ・いじめの未然防止、早期発見・早期対応方法等についての研修 ・かわさき共生＊共育プログラムの取組
5	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ防止に向けた研修 ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・第1回学校生活アンケート実施に向けた内容検討・実施 ・学校生活アンケート集約について ・効果測定実施（1回目）
6	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・【児童指導点検強化月間】の取組（学校生活アンケート、効果測定の分析と情報の共有） ・学校生活アンケート結果を受けて、各クラス担任が全児童との状況確認の面談
7	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・教育相談週間の実施 ・夏休み期間中の対応確認
8	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・いじめ防止対策に関する研修会
9	<ul style="list-style-type: none"> ・SOS の出し方受け止め方教育 ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・前期の反省とまとめと後期の具体的な取組の確認 ・効果測定実施（2回目）
10	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・第2回学校生活アンケート実施に向けた内容検討 ・学校生活アンケート集計について
11	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・学校生活アンケートの実施 ・学校生活アンケート結果を受けて、各クラス担任が全児童との状況確認の面談 ・子どもの権利条約学習実施
12	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・効果測定実施（3回目） ・教育相談週間の実施
1	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・第3回学校生活アンケート実施に向けた内容検討
2	<ul style="list-style-type: none"> ・【学校体制振り返り月間】の取組（記録のとりまとめ、次年度への申し送り） ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・学校生活アンケートの実施 ・学校生活アンケート結果を受けて、各クラス担任が全児童との状況確認の面談 ・今年度の反省→学校評価への反映
3	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・来年度に向けての基本方針の見直し

◎本校のいじめ防止に向けた取組

児童の自主的な取組

[自主的な企画・運営]

- ・ 代表委員会の活性化
- ・ 集会での呼びかけや人間関係づくりのレクリエーション
- ・ あいさつ運動やクリーン活動
- ・ 子ども自らが意識して取り組めるような「学校スローガン」の策定。

[交流活動の活性化]

- ・ スマイル班活動（縦割り活動）の充実、交流活動
- ・ 委員会活動（あいさつ運動）
- ・ 小中連携活動（中学校の授業参観、部活動体験での交流）
- ・ 町内会・子ども会など地域行事での交流活動
- ・ 幼保小連携事業（幼稚園・保育園児童の招待）

[啓発活動、意見表明の場の確保]

- ・ 学級目標掲示
- ・ 学校教育推進会議での子ども参加、意見表明
- ・ 情報モラル教育（児童・保護者）の実施

保護者の取組（PTA 活動）

- ・ PTA だより（スクリレアプリ）での呼びかけ 啓発
- ・ 「いっしょに回ろうパトロール」を実施

地域住民の取組

- ・ 地域での見守り活動
- ・ 安全パトロールボランティアとの連携
- ・ 地域教育会議との連携による、幅広い見守り
- ・ 学校教育推進会議における地域代表者との連携